

(案)

みんなで学ぶ
豊かな自然と歴史と文化
未来につなぐ
地球にやさしい美しいまち
小樽



第2次 小樽市環境基本計画

【概要版】

令和7年度—令和12年度

はじめに

市長顔写真
掲載予定

令和7年 月
小樽市長 迫 俊 哉

<目次>

1 計画の基本的事項	3
2 環境の現状と課題	5
3 施策体系	8
4 気候変動への適応（小樽市気候変動適応計画）	16
5 計画の推進体制と進行管理	19

1 計画の基本的事項

本編…第1章

◆ 計画の目的

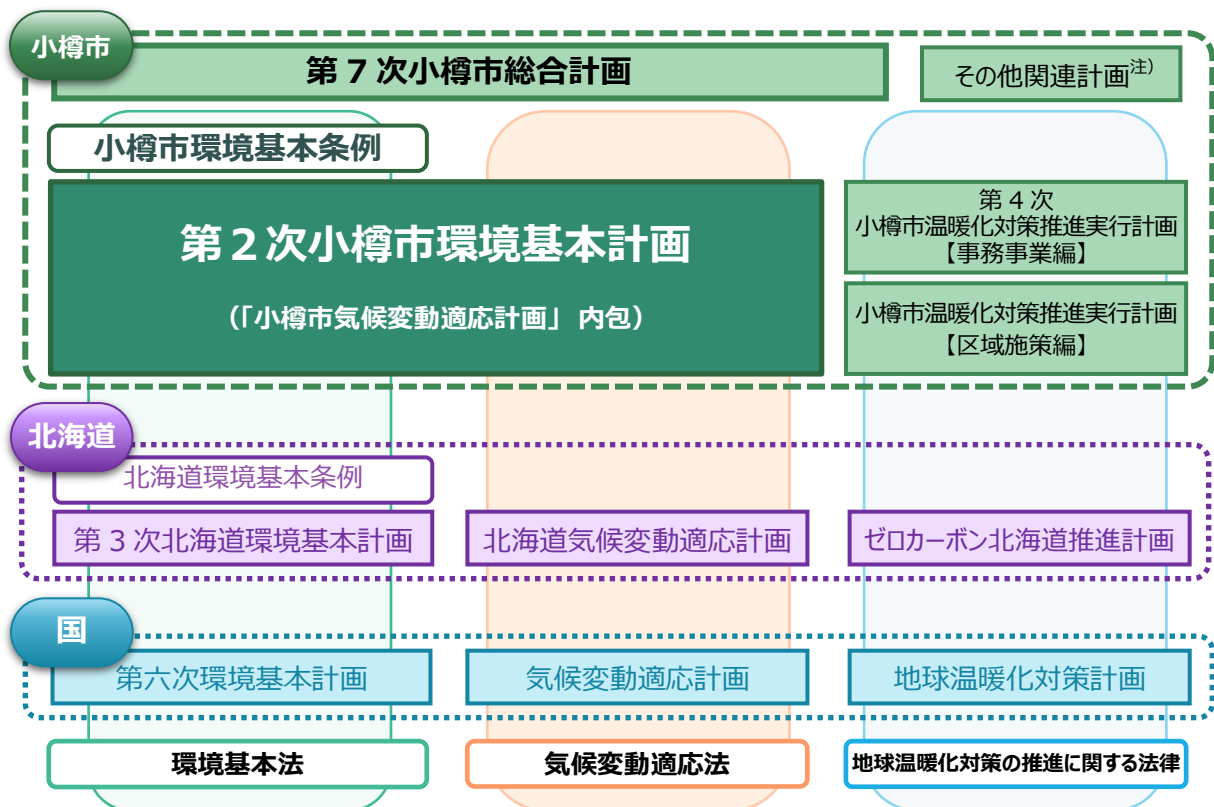
第2次小樽市環境基本計画は、小樽市環境基本条例第3条に掲げる環境の保全及び創造に関する四つの基本理念の実現に向け、本市の目指すべき環境の将来像や目標を示し、様々な環境問題、そして、顕在化する気候変動の影響に対応するため、地域気候変動適応計画を内包した総合的な環境施策を計画的に推進することを目的とします。

◆ 計画の位置付け

本計画は、小樽市環境基本条例第8条の規定に基づき、小樽市の目指すべき環境の将来像や目標を示し、様々な環境問題に対処するための環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境行政のマスタープランとして策定します。なお、本計画には気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画として「小樽市気候変動適応計画」を内包します。

実施に当たっては、「小樽市総合計画」のほか、本計画に関連する本市の個別計画、国及び北海道の関連計画とも整合を図り推進していきます。

■ 計画の位置づけと関連計画



注) 本計画に関連する本市のその他個別計画

- ・小樽市一般廃棄物処理基本計画
- ・小樽市景観計画
- ・小樽市森林整備計画
- ・第2次小樽市緑の基本計画
- ・小樽市都市計画マスタープラン など

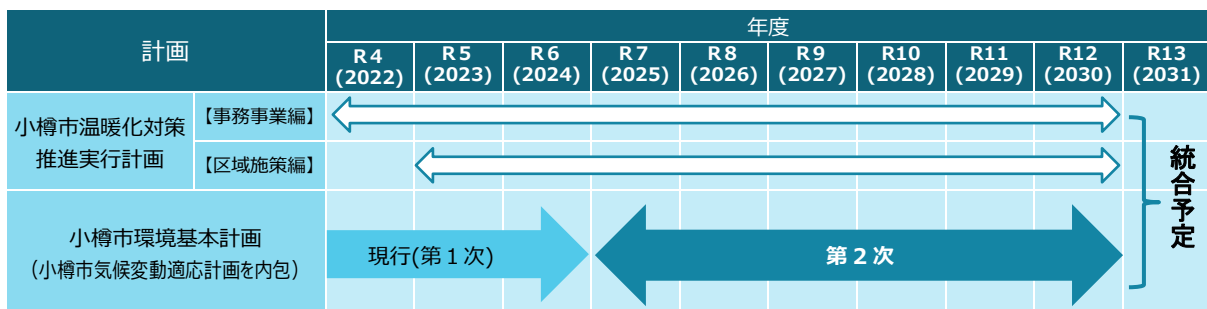
◆ 計画の対象

本計画の対象とする地理的範囲は本市全域とし、環境問題は広域的に影響することから、必要に応じて国や北海道、近隣自治体との連携を行います。

区 分	要 素
地球環境	地球温暖化、気候変動など
自然環境	森林、河川、海岸、動植物など
廃棄物・資源循環	ごみの適正処理、リサイクルなど
社会環境	公園緑地、景観、歴史的・文化的遺産など
生活環境	大気、水質、騒音、振動など
環境学習・環境活動	環境学習、環境情報など

◆ 計画の期間

本計画では他の関連計画との統合を見据え、計画期間を令和7(2025)年度から令和12(2030)年度までの6年間とします。



◆ 各主体の役割

本計画を推進する主体は、市民、事業者、市とし、各主体の役割は「小樽市環境基本条例」に規定するそれぞれの責務を果たすことです。

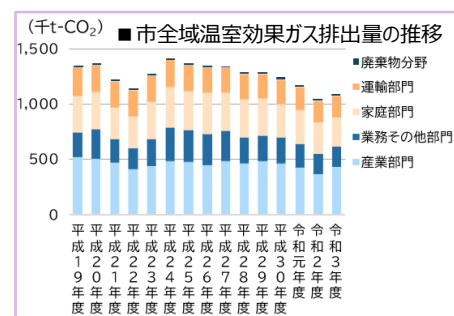
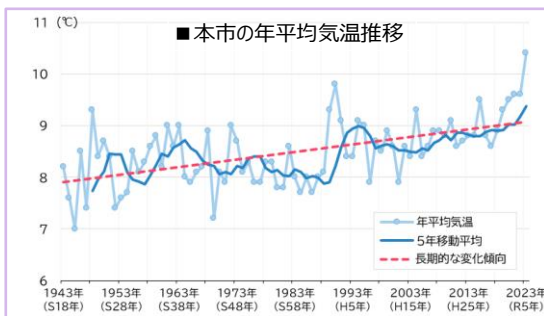
各主体の責務	
市民	① 日常生活において、資源及びエネルギーの消費などによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。
	② 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
事業者	① 事業活動を行うに当たっては、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他の必要な措置を講ずるとともに、緑化、資源の循環的な利用その他環境への負荷の低減に努めなければならない。
	② 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
市	① 環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
	② 環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。
	③ ①の施策の実施に当たっては、本市を訪れる者に対しても、その協力が得られるように、当該施策の周知に努めなければならない。

2 環境の現状と課題

本編・・・第3章

◆ 地球環境

現 状	課 題
【地球温暖化】 - 本市域での温室効果ガス総排出量は減少傾向にありますが、一人当たりの換算では全国平均より3割ほど多いです。 - 市民一人当たりの温室効果ガス排出量：9.81t-CO₂/年(R3(2021)年度) - R32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、R3(2021)年「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明	- 気候変動が生じている中、市民、事業者の脱炭素に向けた取組は浸透しておらず、このまま対策が講じられない場合、深刻な環境問題が引き起こされる恐れがあります。 - 脱炭素に対する市民、事業者の意識醸成、行動変容が推進されるよう、市民、事業者、市が一体となり脱炭素に向けて取り組むことが必要です。
【気候】 - 長期的に見ると、年平均気温上昇や、夏日日数増加などの変化が見られます。 - 年平均気温は過去80年間でおよそ1.2℃上昇 - R5(2023)年は観測史上初めて年平均気温が10℃を超えました。	
【エネルギー】 - R1(2019)年から、液化天然ガス(LNG)を燃料とする石狩湾新港発電所1号機が営業運転を開始。 - 本市域における再生可能エネルギー(再エネ)の導入容量は、R3(2021)年度で51,257kWと増加しています。	

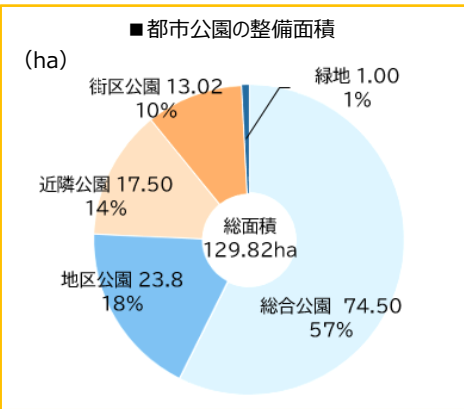
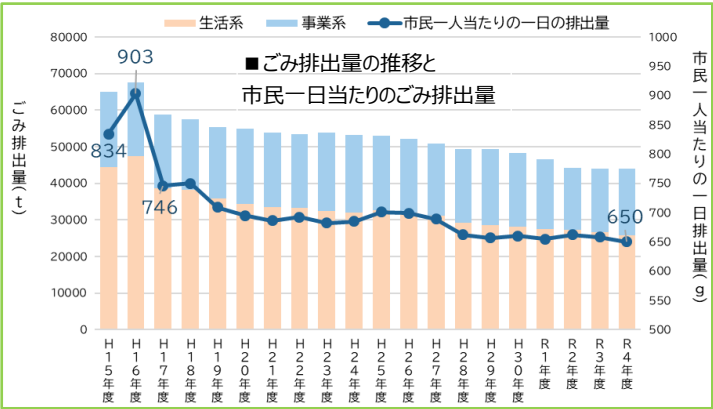


◆ 自然環境

現 状	課 題
【森林】 【河川】 【海岸】 - 市域総面積の約66%を占めます。(森林面積：約160.75km²) - 上流部は上水道の良質な水源です。(市域を流れる河川数：104河川) - 変化に富んだ地形を成し、一部は「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に指定されています。(海岸線総延長：68.62km)	- 豊かな自然が大きな魅力の一つであり、自然と共生した社会の実現が求められています。 - 自然環境の保全及び適切な管理に加え、自然体験会などの豊かな自然と触れ合える場や機会が創出され、自然環境への関心が高まることが重要です。 ■ おたる自然の村
【保全地域・樹木】 すぐれた自然として保護すべき地区や樹木などが指定されています。(環境緑地保護地区：4か所)(自然景観保護地区：4か所)(記念保護樹木：2件)(保存樹木・保全樹林：13件)	
【植物】 【動物】 - 多様な植物が生息・生育し、貴重種も確認されています。(確認されている植物種：1,200種以上)(環境庁レッドリスト及び北海道レッドデータブックに掲載：60種以上) - 数多くの野生動物が生息していますが外来種の影響も懸念されています。(確認されている哺乳類：18種、鳥類：247種、両性類：3種、昆虫類：3,000種)(環境庁レッドリスト及び北海道レッドデータブックに掲載：145以上)	
【自然とのふれあいの場】 海や山など市内各所に自然とふれあえる場があります。(公園施設：5か所、見学・体験施設：5か所、海水浴場：5か所、スキー場：3か所、登山道など)	

◆ 廃棄物・資源循環

現 状	課 題
[ごみの処理] ・ H17 (2005) 年度の家庭ごみの有料化などにより、ごみの排出量は減少しています。 ・ ごみの不法投棄の対策として監視パトロールを実施しています。 (市内のごみ排出量：44,100t (R4 (2022) 年度))	・ ごみの不法投棄やごみ出しのルール違反などの問題が依然としてあり、これらは悪臭発生、自然環境への影響、景観の損失など他分野にも環境問題を誘発します。 ・ 3Rの更なる推進や廃棄物の適正処理に努め、市民、事業者、市により環境にやさしい循環型社会を形成していく必要があります。
[3R～リデュース・リユース・リサイクル] ・ 各種計画に沿ってごみの減量化を進めています。 ・ 修理・再生品の使用などリユースを推進する必要があります。 ・ ごみの減量化、資源化、省エネなどに取り組む『エコショップ (環境にやさしい店)』の認定を行っています。(34 店舗 (R6 (2024) 年3月時点))	



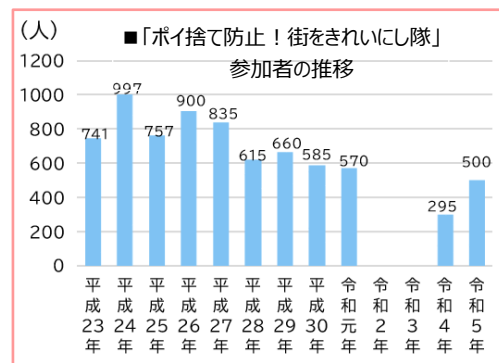
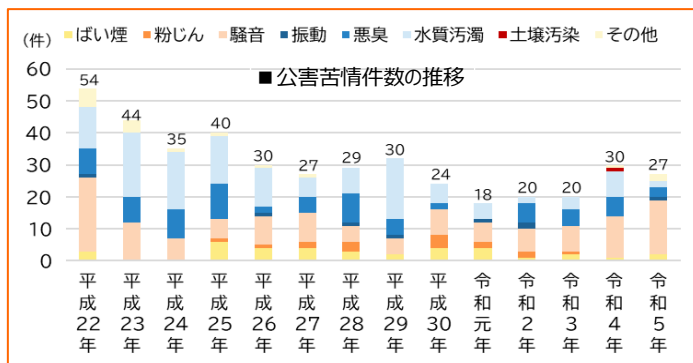
◆ 社会環境

現 状	課 題
[公園・緑地] ・ 公園や緑地は様々な機能を有しており、快適な都市環境を確保する上で重要な空間となっています。 (市民一人1日当たりの公園面積：12.03㎡ (R4 (2022) 年度末時点))	・ 公園・水辺の整備や歴史的・文化的遺産の管理は、市民、事業者にとっても重要度が高く、取組の推進が求められています。
[水辺] ・ 小樽港の周辺には観光・商業施設が集積し、市内外から多くの人々が訪れています。 ・ 勝納川と朝里川には、流域沿いの市街地に公園や遊歩道を整備 ・ 小樽港の周辺には、小樽運河散策路をはじめ、築港臨海公園、小樽港マリナなど親水アメニティ空間が整備されています。	
[景観] ・ 歴史的景観に加えて、自然景観・眺望景観の保全とともに新築建造物の景観誘導などを盛り込んだ、総合的な都市景観づくりを進めています。	・ 本市ならではの景観・まちなみを保全しながら快適な都市環境を確保することが必要です。
[歴史的・文化的遺産] ・ 地域の風土と伝統が感じられる数多くの歴史的・文化的な遺産があります。(小樽市指定歴史的建造物：79件) (指定文化財など：23件)	



◆ 生活環境

現 状	課 題
【大気】 ・測定項目はすべて環境基準を達成しています。 （大気環境常時監視測定：4か所）（測定項目：7項目）	・大気、水質、騒音・振動、悪臭は市民生活に密接しており、特に、川や海、運河の水質は市民、事業者の関心が高いことが示唆されました。 ・本市に訪れる人々が快適に感じられるとともに、市民が安心して暮らせる良好な生活環境を維持する必要があります。
【水質】 ・測定項目はすべて環境基準を達成しています。 （河川水質調査：20河川）（海域水質調査：運河の4地点）	
【騒音・振動・悪臭】 ・測定項目は高い環境基準達成率です。 ・騒音、振動、悪臭のそれぞれで規制地域を指定し監視を行っています。	
【公害苦情】 ・不快感の程度に個人差のある感覚公害の、騒音や悪臭が多くを占めます。 （R5（2023）年度苦情件数：27件（騒音：17件、悪臭：3件、その他：7件））	



◆ 環境学習・環境活動

現 状	課 題
【環境学習】 ・市が実施している主な事業として「まち育てふれあいトーク」、「環境パネル展」、「自然観察会」などがあります。	・環境学習・環境活動は、市民の関心が低いことが示唆されました。 ・良好な環境づくりを進めるためには、その起点となる環境学習の推進や環境活動の普及・拡大、市民、事業者の環境配慮意識の向上が必要です。
【環境情報】 ・市民・事業者のニーズに応じた環境情報を、ホームページや広報紙、パンフレットなどを通して提供しています。 （「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」、「おたるエコガイド」、ごみ・資源物分別区分早見表など）	
【環境活動】 ・「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」を市民ボランティアで結成し活動しています。 ・その他の環境保全活動として下記の取組が行われています。 （地域） 河川・海岸清掃、ごみステーションの維持管理、集団資源回収など （家庭・職場） 節電、節水、省エネ機器や地元食材の購入、ごみの減量、リサイクルなど	



3 施策体系

本編…第4章～第5章

望ましい
環境像みんなで学ぶ 豊かな自然と歴史と文化

基本目標

施策の柱



未来につなぐ 地球にやさしい美しいまち 小樽

取組目標	基準値	目標値 (R12(2030)年度)
市域の 温室効果ガス排出量	1,351(千 t-CO ₂) (H25(2013)年度実績)	672 (千 t-CO ₂)
気候変動適応策の進捗状況は、定量的な数値目標ではなく、第6章において個別に定める適応策の取組状況の定性的な評価により確認していきます。		
市事務事業の 温室効果ガス排出量	63,722 (t-CO ₂) (H25(2013)年度実績)	30,687 (t-CO ₂)
森林整備面積	51.52ha (R 5 (2023)年度実績)	51.52ha 以上
おたる自然の村入村者数	14,933 人 (R 5 (2023)年度実績)	24,000 人
不法投棄の 監視パトロール頻度	毎日 (4～11月、土日祝を除く)	毎日 (4～11月、土日祝を除く)
市民一人1日当たりの 生活系ごみ排出量	452g/人・日 (R 5 (2023)年度実績)	451g/人・日以下
ごみに関する情報の発信 (広報おたるでの発信)	年7件 (R 5 (2023)年度実績)	年12件以上
市民参加による緑化関連の 活動イベント開催数	7回 (R 5 (2023)年度実績)	9回以上
歴史的建造物めぐりなどの 啓発事業への応募件数	165件 (H29(2017)年度実績)	180件
指定歴史的建造物の 指定件数	79件 (R 5 (2023)年度実績)	79件
大気環境基準値超過件数 (常時監視項目)	0件 (R 5 (2023)年度実績)	0件
水質環境基準値超過件数 (海域(小樽運河))4地点	0件 (R 5 (2023)年度実績)	0件
騒音環境基準値超過件数 (一般環境騒音)	0件 (R 5 (2023)年度実績)	0件
自然観察会の参加者数	122人 (R 5 (2023)年度実績)	140人
「街をきれいにし隊」など 参加人数	11,638人 (R 5 (2023)年度実績)	12,600人
環境保全に関する情報発信 (広報おたるでの発信)	年12件 (R 5 (2023)年度実績)	年12件以上

1 地球環境 ゼロカーボンシティの実現と気候変動に適応するまち

地球温暖化対策のための取組を市民、事業者、市が協働して実施し、令和 32（2050）年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指します。

また、将来予測される気候変動の影響に対する適応を進め、安全で安心な暮らしができるまちの実現を目指します。

施策の柱 1-1 <小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】の推進>

2050 年将来ビジョン	主な取組（市）
再エネ導入・地産地消の推進	●地域資源である再生可能エネルギーの導入拡大を推進します。 ●地域脱炭素ロードマップにおいて示された地域脱炭素の具体策の考え方を踏まえ、地域の環境・生活と共生し、地域の社会経済に貢献する、「地域共生・地域貢献型」の再エネ発電事業の導入を推進します。
省エネ化・省エネライフスタイル・資源循環の推進	●日常のあらゆる場面で、二酸化炭素の排出がより少ない選択を行うライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を推進します。 ●住宅の照明や家電、工場・事務所や公共施設の設備機器について、省エネ型への転換を推進します。 ●二酸化炭素の排出の少ない次世代自動車の導入を推進します。 ●住宅やビル・工場、公共施設の建物の省エネ化を推進します。 ●プラスチックごみの減量や、リサイクルによる資源循環、食品ロス削減などにより、限りある天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減に取り組みます。
安心・快適で災害に強いまちの整備	●災害による停電時の電源確保のため、太陽光パネルと蓄電池、蓄電機能を持つ電気自動車などの導入を推進します。 ●立地適正化計画を策定し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めます。 ●環境負荷の少ない持続可能な地域公共交通の構築と利用促進に取り組みます。
グリーンな地域産業の推進	●省エネ化や再エネ由来電力の利用など、二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。 ●地域資源である再生可能エネルギーを活用する再エネ発電事業について、地域経済循環を図りながら推進します。 ●脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化などを通じて、カーボンニュートラルポート(CNP)の形成を目指すことで、地域における経済成長と環境対策の両立を図ります。
自然とまちなみの調和	●第7次小樽市総合計画で掲げる「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）」を念頭に描いた将来ビジョンの実現に向けて、地域の自然とまちなみ景観の保全に取り組みます。 ●森林の保全と適切な整備や木材利用、市街地における緑化を推進することで二酸化炭素の吸収源の増加に取り組みます。 ●小樽の自然豊かな海を生かし、CO₂の吸収・固定に資する藻場などのブルーカーボンの活用について取り組みます。

施策の柱 1-2 <気候変動適応策の推進>

具体的な施策	取組（市）
各分野における適応策の推進	●詳細は、「4 気候変動への適応（小樽市気候変動適応計画）」に掲載しています。

施策の柱 1-3 <その他の地球環境の保全>

具体的な施策	取組（市）
地球環境問題に対する取組	●「小樽市温暖化対策推進実行計画【事務事業編】」に基づき、市が率先して公共施設の管理や職員の取組により、事務事業から排出される温室効果ガスの削減に努めます。 ●環境に関する講座やイベントの開催、パンフレットの配布などを通して、家庭や事業所での地球温暖化防止に向けた啓発を行います。

市民・事業者の取組指針

市民	事業者
●住宅の新築・改築の際、屋根に自家消費可能な太陽光パネルの設置を検討しましょう。 ●蛍光灯からLED照明へ交換しましょう。 ●冷蔵庫、エアコンなど家電を買い替える際は、省エネ性能の高い家電を選びましょう。 ●車両を更新する際、次世代自動車（ハイブリッドカー、電気自動車など）の導入を検討しましょう。 ●災害情報の収集や災害発生時の行動の確認を行いましょう。	●事務所や工場の屋根や敷地内に自家消費可能な太陽光パネルの設置を検討しましょう。 ●省エネ化や再エネ由来電力の利用などを進め、CO₂の排出量の少ない製品やサービスの提供に取り組みましょう。 ●ペーパーレス化やデジタル化、オンライン化など身近なDXを推進しましょう。 ●省エネルギー診断を活用しましょう。 ●建物の新築・改築時はZEB化など省エネ性能の向上を検討しましょう。

2 自然環境 豊かな自然と共生し、身近に自然の恵みを感じられるまち

市が有する豊富な自然について、市民、事業者が理解を深め、自然環境に配慮した行動を実施するとともに、自然の持つ機能の活用を推進することで、人と自然が共生するまちの実現を目指します。

施策の柱 2-1 <自然豊かな環境と多様な生き物の保全>

具体的な施策	取組（市）
森林の保全	●森林の有する公益的機能（水源涵養（かんよう）林、山地災害防止林、生活環境保全林など）の維持増進を図ります。 ●森林の整備・開発は森林保護に配慮します。 ●市民参加による植樹など環境保全活動を支援します。 ●森林保全に関する情報提供や普及啓発活動に努めます。
河川・海岸の保全	●河川の清掃や護岸整備など適正な保全管理を行います。 ●河川の整備は、環境への十分な配慮に努めます。 ●周辺で開発行為や事業活動が実施される場合には、環境への配慮を促します。 ●市民参加による河川や海岸の清掃美化などの環境保全活動を支援します。
すぐれた自然の保全	●北海道と連携して環境緑地保護地区や自然景観保護地区、記念保護樹木の保全に取り組めます。 ●保護区域やその周辺での整備・開発は環境保護に配慮します。 ●周辺で開発行為や事業活動が実施される場合には、環境への配慮を促します。 ●市民参加による保護区域やその周辺での清掃美化など環境保全活動を支援します。 ●市が指定する保存樹木・保全樹木の周知を行い、保全意識の啓発に努めます。
野生動植物の保全	●野生動植物の生息・生育状況の把握に努めます。 ●鳥獣の保護と捕獲の適正化を図ります。 ●野生動植物の生息・生育場所やその周辺での整備・開発は必要最小限に抑え、環境への十分な配慮に努めます。 ●野生動植物の生息・生育場所やその周辺での開発行為や事業活動が実施される場合には、環境への配慮を促します。 ●外来生物に関する情報を収集・整理し関心を深めてもらうとともに、アライグマなどの特定外来生物の継続した防除の取組を行うことにより、地域固有の生態系への影響抑制に努めます。

施策の柱 2-2 <自然とふれあいの確保>

具体的な施策	取組（市）
自然とふれあえる場の提供	●自然を体験できる場の確保に努めます。 ●自然とふれあえる場や体験施設、レクリエーション施設などに関する情報提供の充実に努め、市民の利用促進を図ります。

市民・事業者の取組指針

市民	事業者
●森林保全に関する学習会などに参加して、森林の役割・大切さを理解しましょう。 ●河川や海岸へのごみ捨てはせず、持ち帰りを徹底しましょう。 ●野生動植物をむやみに捕獲・採取しないようにしましょう。 ●野生動物に餌を与えないようにしましょう。 ●外来生物を野山や川などへ持ち込まないようにしましょう。	●所有地の林地を適正に管理しましょう。 ●開発行為や事業活動においては森林保護・生態系に配慮しましょう。 ●所有地の外来生物の把握に努めましょう。 ●所有地に身近な自然の創出に努めましょう。 ●地域の植林や間伐などの森林保全活動に参加しましょう。

3 廃棄物・資源循環 循環型社会を形成し、限りある資源を大切にすまち

環境負荷を低減するため、市民、事業者自身が資源の重要性を認知し、資源の再利用を促進させ、市内で発生するごみを減らすことで、資源が循環するまちの実現を目指します。

施策の柱 3-1 <ごみの適正処理>

具体的な施策	取組（市）
ごみ収集の効率化	●分別区分や品目、回収方法などについて見直しを行い、効率的な収集体系の構築を図ります。 ●地域の協力を得ながらごみステーションの適正な管理が促進されるように努めます。 ●ごみ箱設置費補助などの助成によりごみステーションの整備を推進します。 ●ごみの適正な排出方法について情報提供、巡回、指導の拡充を図ります。
ごみ処理の適正化	●廃棄物処理施設での適正なごみ処理と施設の維持管理を継続します。 ●家庭や事業所でのごみの適正処理の監視・指導を実施します。 ●焼却施設、リサイクルプラザを管理運営する北しりべし広域連合と連携し、環境に配慮しつつ資源・エネルギーの効率回収ができるよう中間処理を推進し、埋め立て処分量の削減に寄与します。 ●最終処分場は周辺環境に影響を与えることのないよう、適切な管理・運営を継続します。 ●ごみ・資源物収集カレンダーを配布し、適正なごみ排出を促します。
ごみの不法投棄・不法焼却対策の推進	●不法投棄監視員の配置、監視パトロールの実施について拡大し、ごみの不法投棄・不法焼却の抑止及び早期発見に努めます。 ●北海道や警察などと連携し、監視・通報体制の強化に努めます。 ●家庭や事業所でのごみの不法投棄・不法焼却防止に向けた啓発・指導を行います。

施策の柱 3-2 <3Rの推進>

具体的な施策	取組（市）
ごみの発生抑制（リデュース）	●計画的にごみの減量化を推進します。 ●まち育てふれあいトーク、市 HP、広報紙などでごみの発生抑制による減量化に向けた啓発を行います。 ●ごみの減量化に取り組んでいる店舗をエコショップに認定し、HPなどで周知します。 ●最終処分場の延命化や焼却施設の効率的な運転のため、ごみの分別方法の見直しについて検討します。 ●食品ロス削減の情報提供や啓発活動を推進します。
ごみの再使用（リユース）	●まち育てふれあいトークなどで再生品・再生利用品の利用促進に向けた啓発を行います。 ●不要品（家具・家電・衣類・おもちゃなど）の再使用の情報提供や活動を支援します。
ごみの再資源化（リサイクル）	●市が収集する資源物の適正な再資源化を推進します。 ●小型家電回収ボックスの増設、資源回収ボックスの継続的設置、定期巡回などにより資源回収環境を維持整備します。 ●リサイクル教室・講座など資源化に関する事業を推進します。 ●フードドライブ、フードバンクの情報提供、活動支援を行います。 ●集団資源回収について支援を継続します。

市民・事業者の取組指針

市民	事業者
●ごみの正しい分別や出し方などのマナーを守りましょう。 ●食品ロス（フードロス）を減らしましょう。 ●マイバッグ、詰め替え商品を利用してごみを減らしましょう。 ●フリーマーケット、リサイクル家電などの再使用製品を検討してみましょう。 ●資源回収ボックス、集団資源回収を利用し、ごみの再資源化に協力しましょう。	●ごみの分別や法令に基づいたごみの適正処理を行いましょう。 ●不法投棄が行われないよう、所有地の適正な管理に努めましょう。 ●商品包装の簡素化に努めましょう。 ●エコマーク、グリーンマーク商品、リサイクル商品の使用に努めましょう。 ●商品の生産、流通、消費などの製造過程で生じるごみの発生抑制に努めましょう。

4 社会環境

歴史・文化が自然と融合した美しいまち

歴史的・文化的な遺産の保全と公園、緑地、水辺の整備を市民、事業者、市が協働して進めていくことで、これらが共存した市特有のまちなみの景観を創出し、美しいまちの実現を目指します。

施策の柱 4-1 <緑にふれあえ、水と親しめる空間の確保>

具体的な施策	取組（市）
公園・緑地・水辺の整備	●気軽に利用することができ、子供が安心して遊べる公園・緑地の整備を進めます。 ●利用者の安全や快適性などを確保するよう維持管理の充実を図ります。 ●主な森林レクリエーション機能として、利用される林内の遊歩道及び関連施設の案内標識類などは、計画的に更新を進めていきます。 ●親水性などに配慮した水辺空間の創出に努めます。
緑化の推進	●公共施設や民有地の緑化を推進し、市街地の潤いづくりに努めます。 ●イベントや野外学習の場など緑とふれあう機会の充実を図ります。
保全活動の推進	●花壇の整備や植樹を行う団体の育成と支援に努めます。 ●市民参加による公園や水辺の清掃美化、維持管理などの活動を支援します。 ●市街地に残された貴重な樹木樹林の保全など、今ある緑の保全を推進します。 ●身近にふれあえる緑地や街路樹などを保全します。

施策の柱 4-2 <良好な景観の形成>

具体的な施策	取組（市）
まちなみ景観の創出	●新旧調和の取れた都市景観づくりを進めます。 ●小樽歴史景観区域では、歴史的建造物と調和した小樽らしいまちなみの形成を図ります。 ●建築物の建築や屋外広告物の設置などに対しては、条例などに基づき地域の特性を踏まえた良好な景観形成の誘導に努めます。 ●無電柱化などによる良好なまちなみ景観の創出を関係機関と連携して推進します。
啓発活動の推進	●都市景観賞、八区八景めぐりなどのイベント実施など、景観に対する理解と意識の向上を図る啓発活動を推進します。

施策の柱 4-3 <歴史と文化を生かした環境の保全>

具体的な施策	取組（市）
歴史的・文化的遺産の保全と活用	●「小樽市歴史文化基本構想」の理念を踏まえた歴史文化資源の適切な保存と活用を行います。 ●郷土に残る貴重な歴史的建造物の登録と伝統的な文化財の指定を検討します。 ●歴史的建造物や文化財に関するパンフレットや案内板・説明板などを通して、保存・継承に向けた啓発に努めます。 ●博物館などで郷土資料に関する展示内容の充実を図ります。 ●環境特性を考慮して歴史的建造物や文化財などを憩いの場や観光資源として活用することを検討します。
保全活動の推進	●市民参加による文化財の調査、維持管理など保全活動を支援します。 ●伝統文化を伝える後継者の育成と保存団体の支援を図ります。

市民・事業者の取組指針

市民	事業者
●庭の花壇づくりや生け垣の設置など身近なところから緑を増やしましょう。 ●まちなみにあった景観づくりに配慮しましょう。 ●歴史的建造物や文化財を大切にしましょう。 ●環境と歴史的建造物や文化財との関わりについて学習しましょう。 ●歴史的建造物や文化財の調査、維持管理活動に興味を持ち、協力しましょう。	●所有地にまちなみに即した花壇の設置や緑化を進めましょう。 ●所有する歴史的建造物や文化財の適正な管理に努めましょう。 ●所有する歴史的建造物や文化財の歴史を継承しましょう。 ●開発行為や事業活動では周辺の景観への配慮に努めましょう。 ●開発行為や事業活動では歴史的建造物や文化財への配慮に努めましょう。

5 生活環境 良好な生活環境を維持し、快適で安心して暮らせるまち

大気、騒音、振動、水質、悪臭の保全対策を進め、周辺的生活環境に配慮した日常生活、事業活動の実施を促すことで、誰もが快適で安心して暮らせるまちの実現を目指します。

施策の柱 5-1 <空気と水がきれいな環境の確保>

具体的な施策	取組（市）
大気の保全	●大気汚染の状況を把握するため、観測・監視を行います。 ●ばい煙や粉じんなど大気汚染物質の発生源となる工場・事業場に対して、立入調査を実施し、規制基準の順守と施設の適正管理について必要な指導を行います。 ●次世代自動車（ハイブリッドカー、電気自動車など）を優先的に使用する。 ●排気ガスの抑制のためエコドライブを推進します。 ●公共交通機関の利用を促進します。 ●大気汚染に関する苦情発生の際は、発生源を調査、必要に応じて事業者指導を実施し、適正な防止策が図られるよう努めます。 ●工場などの建設や開発行為において、大気汚染、苦情発生防止について指導を実施します。
水質の保全	●河川・海域の水質状況を把握するため、観測・監視を行います。 ●市内海水浴場の水質調査を継続します。 ●生活排水の下水道への接続周知、啓発を行います。 ●水質汚染に関する苦情発生の際は、発生源を調査、必要に応じて事業者指導を実施し、適正な防止策が図られるよう努めます。 ●工場などの建設や開発行為において、水質汚染、苦情発生防止について指導を実施します。

施策の柱 5-2 <3Rの推進>

具体的な施策	取組（市）
騒音・振動・悪臭対策の推進	●騒音・振動・悪臭の発生源となる工場・事業場に対して、立入調査を実施し、規制基準の順守と施設の適正管理について必要な指導を行います。 ●騒音・振動が発生する建設作業に対して、低騒音・低振動型機械の導入や適正な作業時間の設定など、周辺への配慮を徹底するよう指導します。 ●一般環境騒音及び主要幹線道路の自動車交通騒音・振動の調査を実施し、状況の把握を行います。 ●エコドライブで騒音・振動の発生抑制を推進します。 ●騒音・振動・悪臭に関する苦情発生の際は、発生源を調査、必要に応じて事業者指導を実施し、適正な防止策が図られるよう努めます。 ●工場などの建設や開発行為において、騒音・振動・悪臭、苦情発生防止について指導を実施します。

市民・事業者の取組指針

市民	事業者
●自動車の運転の際は、エコドライブを励行しましょう。 ●環境負荷の少ない商品の購入、適量の使用に努めましょう。 ●他者や地域社会、自然環境などを思いやる消費に努めましょう（エシカル消費）。 ●オーディオ、楽器やペットの鳴き声などが周囲の迷惑にならないよう努めましょう。 ●悪臭を発するものを放置しないようにしましょう。 ●隣人同士お互いに思いやりをもって生活しましょう。	●事業活動から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質などの規制基準などを遵守しましょう。 ●事業活動や工事（建設作業）における騒音、振動、悪臭の規制基準の順守と周辺への配慮をしましょう。 ●環境負荷の少ない車両を優先的に使用し、運転の際はエコドライブを励行しましょう。 ●事業所で取り扱う有害化学物質を適正に管理しましょう。 ●深夜営業や街頭宣伝により発生する騒音の抑制に努めましょう。

6 環境学習・環境活動 学びの機会があり、市民・事業者・市が協働して環境保全に取り組むまち

環境及び環境保全、配慮活動についての理解を深める機会を多く設け、市民、事業者、市が協働した環境保全を推進することで、市全体で環境保全に取り組むまちの実現を目指します。

施策の柱 6-1 <環境学習機会の推進>

具体的な施策	取組（市）
学習機会の拡充	●自然観察会などの体験学習会、まち育てふれあいトークなどの講座、ワークショップ、環境パネル展などのイベントを開催し学習機会の拡充を図ります。 ●自然を体験学習できる施設や施設見学ができる環境関連施設などの利用促進を図ります。
環境教育の推進	●子どもたち自らが環境に配慮して行動できる意欲や態度を身に付けられるよう環境教育の推進に努めます。 ●市内小中学校において、児童会生徒会の自主的な活動やPTA活動の一環として、ゴミ拾いや緑化活動に取り組めます。

施策の柱 6-2 <環境を保全する積極的な取組の推進>

具体的な施策	取組（市）
環境保全活動の推進	●市の公園などの施設を活用し、環境保全活動を推進します。 ●市民、事業者、民間団体などと連携を取りながら、協働による環境保全の取組、緑化活動を推進していきます。 ●環境保全に取り組む地域のボランティア活動を支援します。 ●活動に携わる人材の育成を図ります。 ●環境保全に貢献している個人や団体に対する表彰の選考や推薦を行うとともに、取組の状況などを紹介します。
環境配慮行動の推進	●市が率先して環境に配慮した取組を行います。 ●家庭や職場での環境配慮に向けた啓発を行うとともに、行動指針についての周知を図ります。 ●事業活動における環境マネジメントシステムの導入を推進します。

施策の柱 6-3 <環境情報の充実>

具体的な施策	取組（市）
環境施策や現況情報の共有化	●市民ニーズに応えた生活上の必要な情報や快適に過ごすための情報など内容の充実に努めます。 ●数値目標の見える化を行います。
環境情報の発信強化	●最新の環境情報を、社会動向に合わせて、様々な媒体を通して効果的な手段により、幅広く提供します。 ●SNSを積極的に利用し、環境情報の発信力を強化します。 ●環境に関する講座やイベント、事業者や民間団体との会議・会合など様々な機会を利用し、目的に応じたパンフレットや資料の配布により情報提供を行います。

市民・事業者の取組指針

市民	事業者
●環境への理解を深めるため、各種講座や体験学習会、イベントなどに参加しましょう。 ●家庭と学校が協力して子どもたちへの環境教育に努めましょう。 ●広報紙やホームページ、SNS などから環境情報を収集して暮らしに役立てましょう。 ●地域の緑化や清掃、集団資源回収などの環境保全活動に参加しましょう。 ●最新の社会動向に合わせた環境情報を積極的に収集しましょう。	●事業活動においては環境マネジメントシステム（エコアクション21やISO14001など）を導入し、環境保全活動に取り組みましょう。 ●社員研修に環境教育を取り入れ、環境配慮行動を促しましょう。 ●企業活動においてSDGsに取り組みましょう。 ●最新の社会動向に合わせた環境情報を積極的に収集しましょう。 ●地域の緑化や清掃、集団資源回収などの環境保全活動に協力しましょう。

4 気候変動への適応（小樽市気候変動適応計画）

本編…第6章

◆ 計画の目的

「小樽市気候変動適応計画」は、本市の気候や地理的条件、社会経済などの地域特性に応じた施策を推進することにより、気候変動に適応することを目的とします。

◆ 計画の位置付け

本適応計画は、気候変動適応法第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画であり、本市の環境に関する施策の方向性を示す「第2次小樽市環境基本計画」の第6章として位置付けます。

◆ 計画の期間

本適応計画の期間は、「第2次小樽市環境基本計画」の期間（令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間）とします。

気候変動対策は、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、既存及び将来の様々な気候変動による影響の被害を回避・軽減させる「適応策」の両輪により取り組む必要があります。

本市では、「緩和策」である「小樽市地球温暖化対策推進実行計画【区域施策編】」及び「小樽市地球温暖化対策推進実行計画【事務事業編】」に加えて、「適応策」として「小樽市気候変動適応計画」を策定し、「緩和策」と「適応策」により気候変動対策を推進していきます。

「緩和策」

小樽市地球温暖化対策推進実行計画
【区域施策編】

小樽市地球温暖化対策推進実行計画
【事務事業編】



「適応策」

小樽市気候変動適応計画
(第2次小樽市環境基本計画に内包)

人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、実効性の高い温室効果ガス排出削減の取組を行っていく必要があります。

緩和とは？ 適応とは？

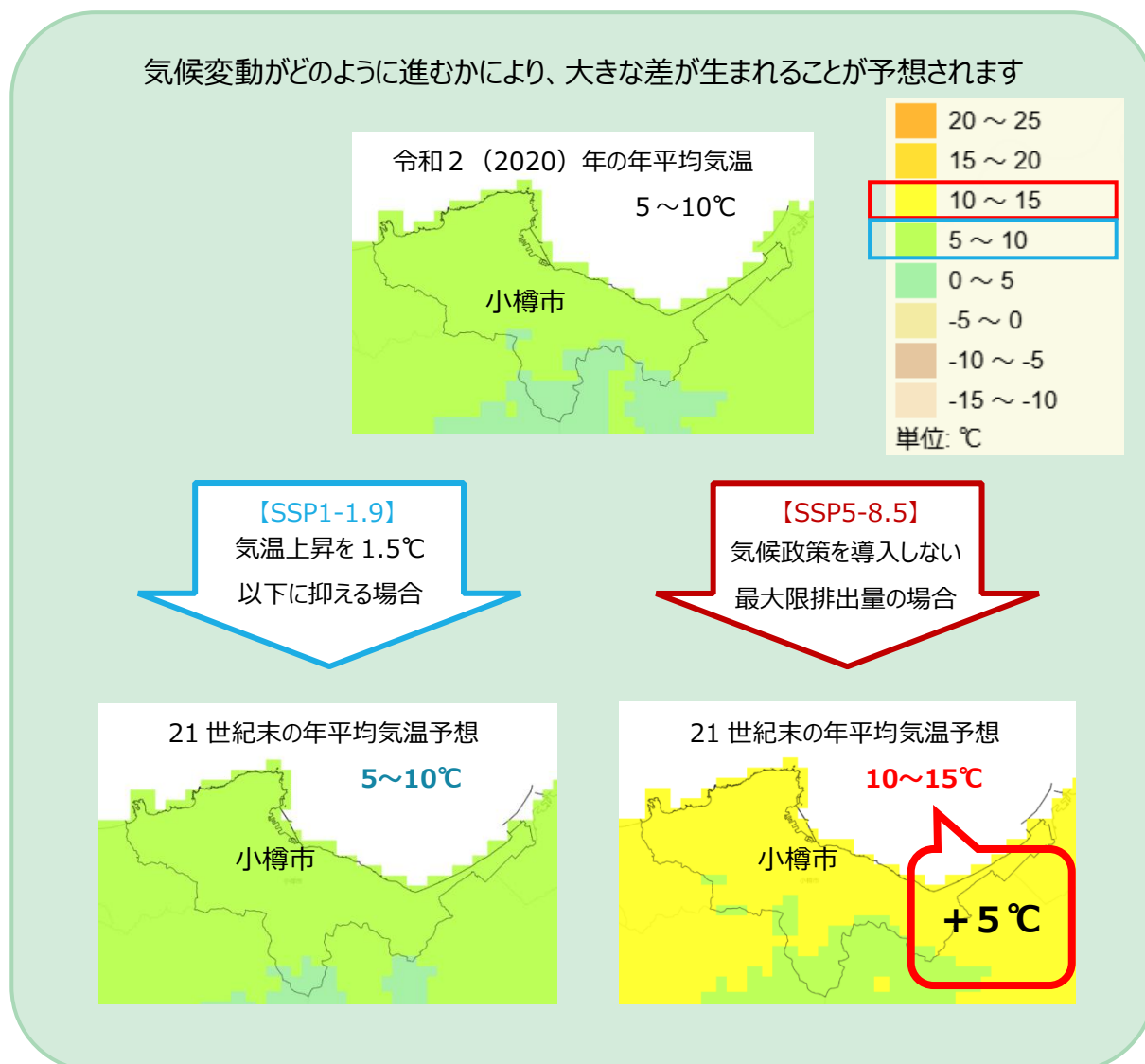


緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

出典：気候変動適応プラットフォーム（A-PLAT）

◆ 小樽市の気候変動の将来予測

本市の21世紀末における年平均気温は、SSP1-1.9シナリオ（気温上昇を1.5℃以下に抑える場合）では「5～10℃」、SSP5-8.5シナリオ（気候政策を導入せず最大限排出する場合）では「10～15℃」になると予測されています。



※主要な日本の気候モデルである「MIROC6（東京大学/NIES（国立研究開発法人国立環境研究所）/JAMSTEC（国立研究開発法人海洋研究開発機構））」の予測結果を引用した。

出典：気候変動情報プラットフォーム（データセット：NIES2020データ、気候モデル：MIROC6）
<https://a-plat.nies.go.jp/webgis/hokkaido/index.html>

SSPシナリオとは 気候変動に関する政府間パネル（IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change）が取りまとめた「第6次評価報告書」に示される、地球温暖化に伴う気候変動を予測する上で、様々な可能性や条件に基づき気候変動が進行した場合の「すじがき」のこと。「SSPx-y」で表記され、SSP（x, 1：持続可能、2：中道、3：地域対立、4：格差、5：化石燃料依存）と放射強制力（y）の組み合わせにより、SSP1-1.9、SSP1-2.6、SSP2-4.5、SSP3-7.0、SSP5-8.5の五つが主に使用されています。

◆ 気候変動の影響への適応策

分野

適応策

農業・
林業・
水産業

- ★気候変動の影響による農作物被害の回避・軽減対策に対して支援を検討します。
- ★農作物の病害被害拡大に対して対策を図ります。
- ★土砂災害防止など森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、国・道などの関係機関と連携し、民有林を対象とした森林整備・保全を推進します。
- ★市域近海の水温度の上昇、主要水産資源の動向を把握するとともに、藻場造成などの支援に努めます。

水環境・
水資源

- ★水源の涵養など森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、間伐など森林の整備を推進します。
- ★気候変動の影響により河川水質に変化が生じる可能性があるため、河川などの水質検査を継続します。
- ★渇水の頻発化・長期化・深刻化について、最新の科学的な知見などの把握に努め、適宜対策を推進します。
- ★災害時や異常渇水時において必要な生活用水などを確保するための体制を維持します。

産業・
経済活動

- ★気候変動の影響を踏まえ、災害などの非常時においても外国人を含む観光客が必要とする情報を提供するため関係機関と連携を図り、情報入手手段の多重化を図ります。
- ★地域における気候変動の影響に関する科学的知見の集積を図ります。



自然生態系

- ★エゾシカによる農業などの被害を軽減するため、防除・捕獲対策を関係機関と連携し、加速化させます。
- ★気候変動の影響により生物分布域が変化する可能性があるため、市内に生息する野生動植物の実態調査を継続します。
- ★気候変動に伴う外来生物の侵入や繁殖地の拡大・定着により、従来の生態系に変化が生じる可能性があるため、特にアライグマなどの特定外来種の把握に努めます。

自然災害・
沿岸域

- ★被害を最小限に抑え、速やかに回復できるよう防災・減災を実施するとともに、気象災害への迅速かつ適格な対応に努めます。
- ★気候変動（記録的短時間大雨など）による甚大な水害（洪水、内水、高潮）の発生を想定し、河川の継続的な浚渫（しゅんせつ）により、所要の機能を維持します。
- ★浸水被害や海面水位の上昇に伴う荷役効率の低下などに対して、係留施設、防波堤、防潮堤などについて所要の機能を維持します。
- ★斜面地の防災・減災を実施するため、ハード面での整備など、ソフト面でのハザードマップなどによる周知などを組み合わせて、総合的に検討します。
- ★風水害からの避難者の安全確保、被害を軽減するための防災教育に努めます。



健康

- ★熱中症対策に関する予防及び対処法の普及啓発を行い、効果的な情報の提供・注意喚起に努めます。
- ★感染症媒介動物の生息域拡大に備え、科学的な知見などの把握に努め、適宜対策を図ります。

国民生活・
都市生活

- ★ハザードマップなどに基づき、浸水被害が想定される地区について、浸水対策を推進するとともに、大雨による斜面崩落や高潮などによる護岸の崩壊を防止するため、斜面崩壊・落石対策および護岸の保全などを推進します。
- ★道路や歩道の整備に際しては、道路の緑化など環境に配慮した道路環境の整備に努めます。
- ★植物の開花や紅葉などの生物季節観測に努めます。
- ★健全な水循環の形成や緑地の保全と維持管理、親水空間の保全と創出、都市の緑化などの施策を総合的・計画的に進めていきます。

◆ 各主体の役割

役割	
市民	市民は、気候変動適応の重要性について関心を持ち、影響への理解を深め、自ら情報を収集するなどして、その影響に対処できるよう自主的に行動することに努めます。
事業者	事業者は、自らの事業活動における気候変動の影響やその適応策に関する理解を深めるとともに、将来の気候変動を見据え、適応の観点を組み込んだ事業展開を実施し、行政の取組との連携・協力を努めます。
市	市は計画に基づき、地域における気候変動適応策の取組を推進するとともに、市民や事業者の適応に関する取組の促進を図るために、多様な関係者への気候変動適応に関する情報提供、啓発活動に努めます。

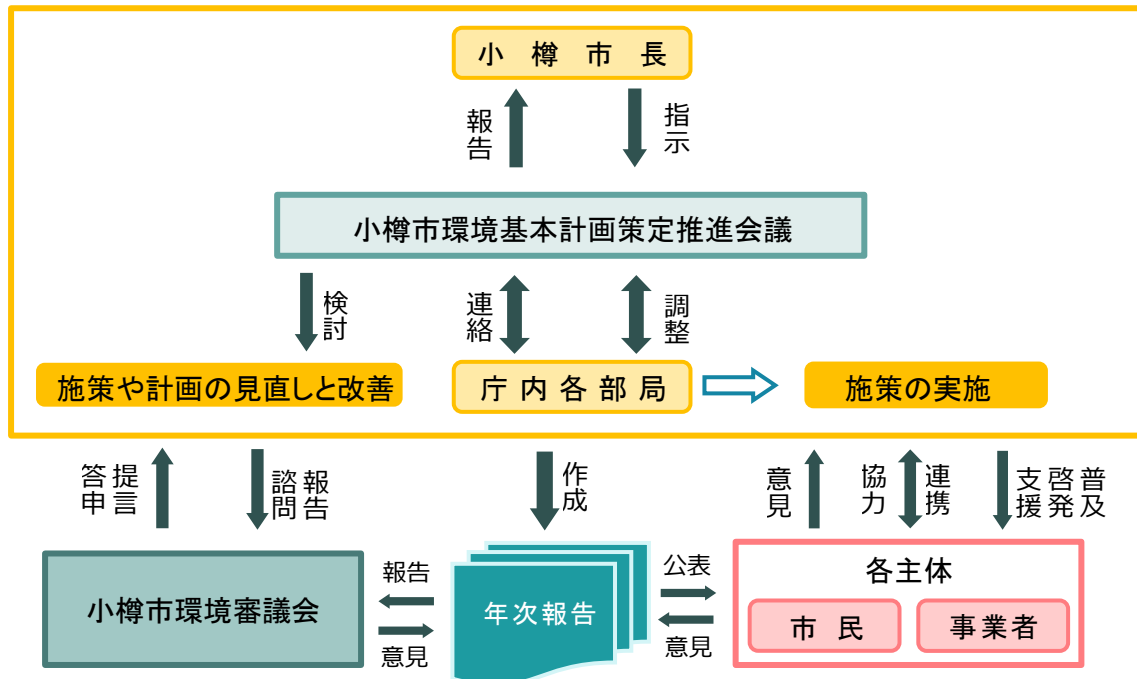
5 計画の推進体制と進行管理

本編・・・第7章

◆ 計画の推進体制

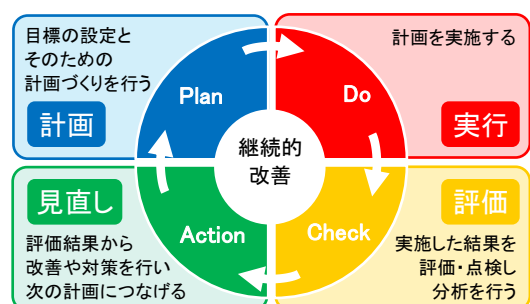
環境問題を解決し、環境と共生した持続可能な社会を築いていくためには、市民、事業者、行政それぞれが環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、相互に連携・協力していくことが重要です。

目指すべき望ましい環境像の実現に向け、本計画の実効性を高め、着実に推進していくための体制整備を図ります。



◆ 計画の進行管理

環境基本計画を着実に実行に移し、その進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取り組みにフィードバックさせていく仕組みが重要です。本計画では、継続的な改善を目指すマネジメント手法であるPDCAサイクルに基づき、計画の進行管理を行います。



◆ 計画の進行管理

環境基本計画に基づく様々な取組の状況については、小樽市環境基本計画策定推進会議で、年度ごとに計画全体の施策の進捗状況や目標の達成状況を点検・評価し、年次報告として取りまとめを行います。

年次報告は、小樽市環境審議会への報告とともに、市の広報紙やホームページを通じて広く市民・事業者公表します。本計画の評価に対して寄せられた意見については、庁内各部局へフィードバックし、必要に応じて施策や計画の見直しと改善を図っていきます。

第2次小樽市環境基本計画

令和7年〇月発行

小樽市生活環境部環境課

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

TEL : 0134-32-4111

E-mail : kankyo@city.otaru.lg.jp



ホームページ